



市章

大津市公報

令和4年4月1日
号外(第22号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

則

- 57 大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 58 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 2
- 59 大津市市税規則の一部を改正する規則…………… 2
- 60 大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 3
- 61 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 62 大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則…………… 4
- 63 大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則…………… 4

規 則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第57号

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則(昭和59年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第10条第2号に規定する認定長期優良住宅」を「第10条第2号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの」に改め、同項第5号中「」に該当する区分建物」の次に「(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。以下同じ。)」を加え、同項第7号中「(平成16年法律第123号)」を削り、同条第4項第4号中「建築後25年超(当該家屋が耐火建築物(登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物をいう。以下この号において同じ。)である家屋である場合に限る。)又は20年超(当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。)の」を「昭和56年12月31日以前に建築された」に改め、同号ア中「租税特別措置法施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号、第40条の5第2項第2号及び第42条第1項第2号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成17年国土交通省告示第393号)」を「平成17年国土交通省告示第393号による国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準」に改める。

様式第1号中「㊟」を削り、

構 造		区分建物の	(1) 耐火又は準耐火	を
		耐火性能	(2) 低層集合住宅	
」				
「				
区分建物の	(1) 耐火又は準耐火			に改
耐火性能	(2) 低層集合住宅			
」				

め、同様式備考6を削り、備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、備考9を備考8とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市住宅用家屋証明事務施行細則(次項において「旧規則」という。)様式第1号の規定による住宅用家屋証明申請書は、改正後の大津市住宅用家屋証明事務施行細則様式第1号の規定による住宅用家屋証明申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則様式第1号により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを

取り繕って使用することができる。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第58号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表まちづくり協議会設立支援補助金の項の次に次のように加える。

指定文化財等の管理及び修理補助金	大津市文化財保護条例（昭和52年条例第2号）の規定に基づき、指定文化財等の所有者等が行う指定文化財等の管理及び修理に要する経費の一部を補助し、もって市民の文化的向上等に資すること。
伝統的建造物群保存地区修理修景補助金	大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）第9条の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区内における建造物等の管理、修理、修景又は復旧に要する経費の一部を補助し、もって歴史的景観の保存を図ること。
坂本町家地区伝統的建造物群保全修理修景モデル補助金	坂本町家地区における伝統的建造物群の保存に対する理解を深めるため、当該地区内の保存、修理、修景のモデルとなる事業に要する経費の一部を補助し、もって歴史的景観の保存を図ること。

別表第2項中「福祉子ども部」を「福祉部」に改め、同項の表ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の項中「を修了」を「の受講を開始」に改め、別表第2項の表母親クラブ活動費補助金の項中「母親クラブ活動費補助金」を「児童健全育成事業費補助金」に、「母親クラブが児童館」を「児童館において親子交流等を行う保護者等で組織された団体が当該児童館」に、「母親相互」を「保護者相互」に改め、別表第3項の表高齢家族介護者支援はり、きゅう、マッサージ施術費助成金の項及び一般不妊治療費助成金の項を削り、別表第3項の表不育症治療費助成金の項の次に次のように加える。

先進医療に係る不育症検査費用助成金	研究段階にある不育症検査のうち保険適用を見据え先進医療として実施されるものを受けた者に対し、その検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
-------------------	--

別表第3項の表風しん任意予防接種費用助成金の項の次に次のように加える。

造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成金	造血幹細胞移植によってその移植前に受けた予防接種により得た免疫が低下又は消失したため医師の判断に基づき予防接種の再接種を受けた者に対し、当該再接種に係る費用を助成することにより、再接種を受ける者の経済的負担の軽減を図るとともに、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
-----------------------	---

別表第4項の表商店街街路灯電力料補助金の項から商店街街路灯LED化推進事業補助金の項までを削り、別表第4項の表コンベンション開催事業補助金の項の次に次のように加える。

教育旅行誘致促進助成金	本市内の宿泊施設に宿泊し、かつ、本市内の有料観光施設を利用する教育旅行の催行者に対し助成金を交付することにより、本市への教育旅行の誘致を促進し、もって市内産業の活性化並びに本市の観光及び文化の振興に資すること。
-------------	---

別表第6項の表大津百町の祭ちょうちんが似合うまちなみ形成補助金の項を削り、別表第8項の表指定文化財等の管理及び修理補助金の項から坂本町家地区伝統的建造物群保全修理修景モデル補助金の項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第59号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。
様式第77号の5中

- 「 天井の断熱改修工事 外壁の断熱改修工事 」を
「 天井の断熱改修工事 外壁の断熱改修工事 」に改める。
 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第60号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

第15条第2項中「前項の入札参加申請書」を「第1項の申請」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、「によらなければ」を「による申請書を提出して行わなければ」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に該当しない業務に係る委託契約 様式第2号

第15条第2項第3号及び第4号を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の申請をする者は、当該申請の際に、当該市町村税の完納証明書その他市長が指定する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請は、契約の種類が次の各号のいずれかに該当するときは、滋賀県知事を経由して行わなければならない。

(1) 工事の請負契約

(2) 工事の施行に伴う測量、設計等の委託契約

様式第2号を削り、様式第1号の2を様式第2号とし、様式第2号の2から様式第2号の4までを削る。

様式第5号工事請負契約書第4条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

様式第5号工事請負契約書第34条の2第10項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

様式第5号工事請負契約書第35条第1項中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条第2項中「第34条の2第8項」を「第34条の2第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

様式第5号工事請負契約書第37条の2第8項及び同契約書第38条第3項中「第34条の2第8項」を「第34条の

2第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第61号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「医療費支給認定保護者」の次に「又は医療費支給認定患者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第62号

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金徴収等規則（平成27年規則第17号）の一部を次のように改正する。
別表第1備考第3項第2号及び別表第2備考第3項第2号中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第63号

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉負担金徴収規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。
別表第2備考第2項第2号中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。